

ISO 14001



町役場業務における環境保全活動（富士河口湖町環境管理システム）

町役場では、環境に配慮した行政の推進を目的に町行政の環境管理手順として「富士河口湖町環境管理システム」を構築し、昨年の8月末に審査機関〔株〕JACO、本社東京〕により認証登録定期審査を受け、JACO環境マネジメントシステム認証登録判定委員会において適用規格に適合していると認められ向上との判定結果を頂きました。

平成16年度成果を報告します

平成16年度集計結果

環境目的	平成16年度環境目標	目標設定値	実績値	評価
良好な環境の創出 - 1 河口湖の環境保全に貢献する基盤整備	人口増加に対する下水道普及率の継続的維持	65%以上	62.8%	×
	- 2 多様な公園整備 新規供用都市公園面積の拡大	都市公園建設計画	35,708m ²	
- 3 沿道の緑化・景観整備	高木植栽拡大	100本以上/年	103本	
	まちなみ飾花補助件数の継続的維持	25件以上/年	14件	×
	広告看板集合化事業推進	15枚以上/年	6枚	
	生け垣設置補助事業推進	5件以上/年	1件	×
国際観光地にふさわしい環境美化 - 1 観光拠点周辺の美化推進	リサイクルセンター分館建設の推進	1館建設完了	足和田地区完成	
	全町的な湖畔周辺の清掃活動の実施	2回/年	3回	
- 2 イベントによるゴミの発生抑制	環境配慮型イベント運営の推進	イベント時ゴミ発生量の計量把握	9.9g/人	
- 3 環境保全意識啓発内容を含むイベントの実施	イベントによる環境保全意識啓発	1件年/以上	1件	
	エココンサートによる環境保全意識啓発	1件年/以上	1件	
省エネルギー、省資源 - 1 省エネ活動の推進	電気使用量の削減	対H15年比0.9%削減	506,367kwh	
- 2 節水活動の推進	水道使用量の削減	対H15年比0.9%削減	29,253m ³	×
- 3 コピー用紙使用量削減	コピー用紙使用枚数(A4サイズ換算)削減	対15年度比0.5%削減	1,863,625枚	
- 4 庁内リユース推進	事務用品購入額削減	対15年度比1%削減	2,213,958円	
リサイクル - 1 庁内における分別の徹底	完全分別の実現	ボックス毎有価物割合60%以上	62%	
	- 2 庁内における有価物の回収	有価物回収量の拡大	8,000kg以上	9,443kg

環境目的	16年度環境目標	目標設定値	実績値	評価
- 3庁内における一般廃棄物発生量の削減	一般廃棄物発生量の削減	対15年度比1%削減	5,586kg	
- 4町内における一般廃棄物発生量の削減	生ごみ処理機の補助件数	10件以上/年	9件	×
	リサイクル実績量の拡大	対15年度比5%増加	86.0t	
	清掃事業所での有価物の回収の拡大	対15年度比3%増加	290t	
グリーン調達 - 環境配慮型事務用品の使用拡大	環境配慮型事務用品指定数及び使用比率の拡大	使用率90%以上	97%	
公共事業等の環境配慮 - 1環境配慮指針の作成と適用	公共事業・イベントに関する環境配慮指針の運用	建設分野配慮指針策定と試行	指針策定	
環境基本計画と循環型社会の実現 - 1環境マネジメントシステムの拡大	環境マネジメントシステムの運営	合併後の新町体制におけるシステム定着と新庁舎の認証登録	新庁舎認証登録	
意識啓発 - 1環境マネジメント成果の公表	広報誌による成果公表の機会の拡大	広報誌公表2回、環境報告書発行	広報に掲載・環境報告書発行	
- 2保育所での児童への環境教育	絵本・紙芝居による意識啓発	各保育所年3件以上	船津4件 小立8件 大石4件 河口8件 こもも4件	
- 3町職員対象の環境研修受講	環境研修受講率	85%	91%	
- 4町民の環境学習機会の拡大	青少年・社会人を対象とした公的環境学習参加人数の拡大	参加者650名以上	1,103名	
	リサイクル啓発活動の拡大	対15年度比5%増加	1,469名	×
	ウォーキング協会によるノーカー運動の推進	12件/年/以上	13件	

以上の項目以外にもシステムでは、環境目的・目標に取り上げることができないが、監視測定しながら一定基準内に維持・管理してゆく項目が設定されており以下のとおりです。（ボイラーで使用する重油の使用量、灯油の使用量、LPガスの使用量、自然共生事業進捗率、地下水揚水量、井戸設置数、保育所用品グリーン調達量、開発申請への指導件数、事務サイト以外の電力・水道使用量、保育所での生ゴミ排出量）

平成17年度の運営について

昨年度は町村合併後初の定期審査を終えることができ、本年は勝山出張所、足和田出張所の登録と適用範囲を拡大させて行き、役場全体での一層の努力、町民の皆さんの協力が必要となってきま

富士河口湖町環境管理システム (ISO14001) についてのお問合せ
72-3169(環境課内) 富士河口湖町環境管理事務局

環境課からのお知らせ



富士吉田市環境美化センター休止のお知らせ

8月15日(月)・16日(火)は富士吉田市環境美化センターがお盆休みとなりますので、「可燃ごみ」は収集しません。ステーションへは出さないでください。また、同センターへ持ち運ぶこともできませんのでご協力ください。

勝山地区・足和田地区の「可燃ごみ」の処理について

合併以来懸案となっていました当地区の「可燃ごみ」の処理について、8月1日から、富士吉田市(処理施設:富士吉田市環境美化センター)において受託していただくことになりましたのでお知らせします。

なお、富士吉田市環境美化センターへ直接持ち運ぶこともできますが、その際は環境課で交付する「一般廃棄物処理依頼書」が必要となりますのでご注意ください。

富士吉田市環境美化センターにおいて処理できるごみは「可燃ごみ」に限ります。また、「不燃ごみ」につきましては、従前のとおり青木が原ごみ処理組合において処理することになりますのでご協力ください。

【富士吉田市環境美化センター】

- ・持込み受付日時 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始、お盆休みを除く)
午前9時～午後3時
- ・電話番号 22-0030

8月15日(月)は、「可燃ごみ」の収集日となっていました。富士吉田市環境美化センターがお盆休みとなりますので収集しません。ステーションへは出さないでください。

お盆のお供え物の収集について

河口湖地区においては例年実施のとおり、お盆のお供え物を収集します。河川に流さず、次の収集場所へ8月16日(火)の午前中に出してください。(当日の午後に収集し、翌日処理します。)

- (船津地区) 河口湖ホテル前の消防道路、たたみ岩入口トイレの横、浅川中央川下流の河川敷
- (小立地区) 乳ヶ崎土地改良区ポンプ場横、妙法寺裏の八木崎公園入口、久保花木別荘北側道路
- (大石地区) 前浜の消防道路末端、後藤木炭倉庫前、中沢橋横
- (河口地区) 大桧横、善応寺入口、横町渡船場入口、広瀬バス停付近

注)収集場所では、線香をたかないでください。

リサイクルセンターをご利用ください

ごみ問題が深刻化するなか、ごみの排出量を抑えると同時に、限りある資源の有効活用を図ることが重要な課題となっています。ごみを減らすためには、使い捨てをやめ大切に使うとともに、リサイクルに協力したり、リユースするなど、一人ひとりの行動が必要です。

町では、4箇所にリサイクルセンターを設置し、一般家庭から発生した一部の生ごみや資源ごみの再資源化を図るほか、ごみの分別や再資源化の推進について、より関心を持ってもらうなど普及促進を図っていかうと考えています。どうぞお気軽にご利用ください。



富士河口湖町リサイクルセンター(船津)	電話 72-5371
小立リサイクルセンター	電話 73-4080
大石リサイクルセンター	電話 未設置
足和田リサイクルセンター	電話 82-2552

持込受付日時

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
土曜日 午前9時～午前11時
(大石リサイクルセンターは金曜日、持込み不可)

持込めるもの

〔生ごみ、空き缶、空き瓶、発泡スチロール・トレイ、段ボール、ペットボトル、紙パック、食用廃油〕

児童手当制度についてお知らせ



目的について

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な資質の向上に資することとしています。

手当の種類

児童手当

3歳未満の児童の場合。（児童手当法上の区分）ただし、「特例給付」として、所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金加入者）の方の特例として所得が一定額未満の場合に限り、児童手当と同額が支給されます。

3歳以上小学校第3学年終了前の児童の特例給付

3歳以上から小学校第3学年修了までの間手当が支給されます。
金額は、児童手当と同額です。

第1子	月額	5,000円
第2子	月額	5,000円
第3子以降	月額	10,000円

受給要件

児童手当等の受給者については、次の要件に該当する必要があります。

住所要件

日本国内に住所を有すること。住民基本台帳に記載されていること。
外国人の場合は、外国人登録原票に記載されていること。

監護・生計（同一・維持）要件

児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計（同一・維持）関係にあること。

所得要件

受給者の所得が一定額未満であること（請求者本人の所得のみ審査）。1月～5月までの分の児童手当については前々年の所得、6月～12月までの分の児童手当については前年の所得。
尚、所得の状況の認定は市町村民税の課税台帳を基にします。

支給期間

児童手当等の支給期間は、認定の請求を行った日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する月までとなっています。

支給開始月の特例

受給者の住所変更（住民基本台帳上の転出予定日）から15日以内。子の出生の場合（出生の日の翌日から15日以内）。災害等やむを得ない場合（災害がやんだ日から15日以内）等から月をまたがっていても翌月分から支給します。請求書については、早く提出してください。

支払月

年間3回に分けて支払（振込）します。
6月10日支払（2月・3月・4月・5月の4ヶ月分）
10月10日支払（6月・7月・8月・9月の4ヶ月分）
2月10日支払（10月・11月・12月・1月の4ヶ月分）



現況届の提出について

まだ、未提出の方は、早く提出して下さい。（児童手当法では、受給されている方は、6月中に提出をすることになっています。）町役場総合窓口課へ提出して下さい。



健康科学大学コーナー

Health Science University

寝たきりを防ぐ

理学療法学科 助教授 杉本 諭

生活環境の改善や医学の進歩により、日本の平均寿命は世界有数の水準に達し、2003年ついに81・9歳と世界最長寿になりました。しかしこの高齢化に伴い寝たきり高齢者の数も増加し、「いかにして寝たきりを防ぐか」が現在わが国の取り組むべき問題の1つとしてあげられています。

どうして寝たきりになるのか？

みなさんも寝たきり老人という言葉を目にしたことはあると思いますが、この原因は実は「寝かせたきり」によるものが多くです。例えば高齢者に多いけがで、「大腿骨頸部骨折」というものがあります。これは立った時に体を支えるための足の付け根にある太い骨が折れてしまうものです。一般的には手術を行い骨折した部分を修復しますが、この手術をした後は1ヶ月ほど安静にしなければなりません。

寝たきりはなぜ良くないのか？

みなさんはこの「安静」とはどのようなことだと思われませんか？これは風邪をひいた時のように布団に入ってゆっくり休むこととは違い、患部（骨折した部分）にあまり負担をかけないということなのです。これを誤解して安静にしすぎると、床ずれができる、全身の筋力や体力が低下する、関節がかたくなる、立ちくらみがしやすくなる、意欲が低下するなど、使わないことによる様々な機能低下が起きます。これは廃用症候群とも呼ばれています。ですから「疲れるから寝かせておく」よりも、「起きていることに慣れさせる」ことの方が大切なのです。

寝たきりを防ぐための重要なポイント

- 1) 寝返りをつつ。これは床ずれの予防や起き上がる際に必要な動作です。
- 2) 腰掛ける（足を下げた状態で座る）。寝ている時間が多くなると体力が低下し、座っているだけでも疲れるようになり、立ったり歩いたりするのが更に困難になります。1日に合計5〜6時間は腰掛ける時間を作りましょう。
- 3) 車椅子に移る。歩くことが困難な場合、どうしても自分の部屋に閉じこもりがちになります。車椅子に乗車できればトイレでの排泄や食卓での食事、散歩などが可能となります。
- 4) 着替える。他人との接触が少なくなると、着替えや洗顔、歯磨きなど日常生活で行っていた動作がおっくうになってきます。そうすると時間的な感覚や季節的な感覚などの情報が減少し、脳のはたらきも低下してきます。メリハリのある生活を心がけましょう。

家庭でできる筋力強化

ここでは、日常生活の動作において大切な筋力を強くする方法を紹介します。

- 1) お尻上げ：おおむけの状態でお尻を持ち上げて5秒止めます。息をゆっくり吐きながら行ってください。



- 2) 腹筋：おおむけで足を立て、両手を膝に近づけるようにして頭を持ち上げて5秒止めます。



- 3) 膝のばし：腰掛けた状態で膝から下の足をまっすぐに前に伸ばして5秒止めます。



- 4) 両膝の屈伸：立った状態で姿勢をまっすぐにしたまましゃがみ込むように両膝を曲げます。この時あまりしゃがみ込むと膝を痛めますので、お尻の位置が10〜20cm下がる程度で結構です。止めなくて結構ですので10秒くらいかけてゆっくり曲げ伸ばしをして下さい。



- 5) かかと上げ：立った状態からできるだけかかとを浮かせます。この時支えている手に体重が強くかかりやすいので、まっすぐ上に伸び上がるように心がけて下さい。止めなくて結構ですので5秒くらいかけてゆっくり行ってください。



これらの運動は、1度に5〜10回繰り返し、1日1〜2回行うと良いでしょう。

河口湖美術館の企画展

8月10日・水～8月28日・日

『所蔵品展』

富士山の絵画・版画・写真



歌川 広重 「富士三十六景 武蔵本牧のはな」

河口湖美術館は、1991年の開館以来、さまざまな内容の企画展を開催しながら、一方で富士山にまつわる絵画や版画、写真などの美術資料収集に努め、現在その数、日本画や洋画などの絵画作品約160点。版画や写真などを含めると全部で約500点の富士山コレクションを形成しています。また収集の成果を常設展示として公開してきました。

今回の「所蔵品展」は、普段の常設展示よりもちょっと規模を大きくして、日本画や洋画、岡田紅陽の写真、江戸時代の浮世絵版画などあわせて約50点を展示します。

また、常設展示とは別に富士山写真大賞の過去の入賞作品をいつも展示しています。日ごろあらためて見ることはむしろ少ない富士山のいろいろな姿。これを機会にじっくりご覧になってはいかがでしょうか。

次回企画展予告
9月3日～10月23日

両洋の眼——新美術主義の画家たち

町田市立国際版画美術館所蔵
連作版画による小企画
『謎めいた夢』



マックス・クリンガ - シリーズ『手袋』より行為」

19世紀末から20世紀初頭を生きた、二人の名高い画家、マックス・クリンガーとオディロン・ルドンの連作版画をサンプルに採りあげ、芸術家の心の内側を垣間見て下さい。

出品予定

マックス・クリンガー 「手袋」10点

「ドラマ」10点

オディロン・ルドン「聖ヨハネの黙示録」13点



マックス・クリンガ - シリーズ『ドラマ』より三月の日々」

 河口湖美術館
KAWAGUCHIKO MUSEUM OF ART

毎週火曜日が休館 / 73-2829